

既存情報による発がん性評価のために必要な情報（案）

資料５－１「職場で使用する発がん性評価基準骨子（案）」に基づいて発がん性評価を行うために必要な情報は、次のとおりとする。

１ 関係機関の発がん性分類の結果

（１）国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）の発がん性分類の結果

（２）（１）以外の機関による発がん性分類の結果

- ① 日本産業衛生学会の発がん物質の分類結果
- ② 米国産業衛生専門家会議（ＡＣＧＩＨ）の発がん性分類結果
- ③ 米国環境保護庁（ＥＰＡ）のがんリスク評価ガイドラインによる分類結果
- ④ 米国国家毒性プログラム（ＮＴＰ）の発がん性因子の分類結果
- ⑤ ＥＵのＣＬＰ規則の付属書Ⅵの分類結果

（３）化審法のスクリーニング評価における発がん性クラス

２ １に掲げる発がん性分類に関する各物質の評価書（必要がある場合に限る。）

○発がん性分類に関する評価書を確認（比較）する必要がある場合

ア ＩＡＲＣの発がん性評価区分が１～２Ｂであるが、ＩＡＲＣの評価の時点が古く、かつ、他の関係機関等で「ヒトに対しておそらく発がん性のない」旨の評価がなされている場合

イ ＩＡＲＣの発がん性評価区分で１～２Ｂに分類されていないが、他の関係機関等の発がん性評価区分が１～２Ｂ相当である場合

３ モデル SDS 中の発がん性に関する情報（必要がある場合に限る。）

４ 信頼性のある既存の長期発がん性試験結果、短期・中期発がん性試験結果等（関係機関による発がん性分類の際に参照されていない最新ののものに限る。）

- （例）・厚生労働省による長期発がん性試験結果
- ・米国 NTP による長期発がん性試験結果